

# 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例…………… 1

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧			新		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
執行機 関	事務		執行機 関	事務	
1 市長	老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)若しくは一人親家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務又は後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	知的障害者(知的障害児を含む。以下同じ。)に対する療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)若しくは一人親家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務又は後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	身体障害者(身体障害児を含む。以下同じ。)に対する障害に伴う身体機能の低下を補うための医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		3 市長	知的障害者(知的障害児を含む。以下同じ。)に対する療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
			4 市長	身体障害者(身体障害児を含む。以下同じ。)に対する障害に伴う身体機能の低下を補うための医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機 関	事務	特定個人情報	執行機 関	事務	特定個人情報
1 市長	舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)による市	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保	1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児活に困窮する外国人に対する保護通所給付費、特例障害児の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護通所給付費、特例障害児の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関



旧			新		
	措置に関する事務であって規則で定めるもの		は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に	
4	市長 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			
5	市長 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			
6	市長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
7	市長 身体障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			

旧		新	
			<p>関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6	市長	舞鶴市市税条例による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
7	市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
8	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
9	市長	老人に対する医療費の助	<p>身体障害者福祉法による身体障害</p>

旧	新
	<p>成に関する事務、重度心者手帳、精神保健及び精神障害者身障害者若しくは一人親福祉に関する法律(昭和25年法律家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務又は後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>
11 市長	<p>住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは賃貸若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>
12 市長	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>

旧	新	
		て規則で定めるもの
	13 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	14 市長	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	14 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	15 市長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	15 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	16 市長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	16 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	17 市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	17 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	18 市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	19 市長	生活保護関係情報、外国人生活保

旧				新			
				長	費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	護関係情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
				20長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援	市長	市税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係	2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情



旧			新		
	助に関する事務であって規則で定めるもの	情報、児童扶養手当関係情報又は舞鶴市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)による保険料に関する情報であって規則で定めるもの		に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの
			3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、舞鶴市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)による保険料に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			<p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>		